

役員報酬規程

社会福祉法人 光生会

【社会福祉法人光生会役員報酬規程】

(趣 旨)

第一条 この規定は、社会福祉法人光生会の役員及び評議員に報酬を支給する場合の取扱いについての必要事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第二条 社会福祉法人光生会の理事長、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）について、役員報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

(報酬支給の対象となる役員の職務)

第三条 前条で定める役員報酬を支給できる役員等の職務は次の各項に掲げた職務とする。

2 評議員にあつては、次の各号に掲げる議決事項に係る職務とする。

- ① 理事及び監事の選任又は解任。
- ② 理事及び監事の報酬等の額。
- ③ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準。
- ④ 計算書類及び財産目録の承認。
- ⑤ 定款の変更。
- ⑥ 残余財産の処分。
- ⑦ 基本財産の処分。
- ⑧ 社会福祉充実計画の承認。
- ⑨ 事業計画及び収支予算。
- ⑩ 施設の運営に関する規則の制定及び変更。
- ⑪ 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）。
- ⑫ 公益事業に関する重要な事項。
- ⑬ 合併・解散。
- ⑭ その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項。

3 理事にあつては、次の各号に掲げる議決事項に係る職務とする。

- ① 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案。
- ② 理事長及び業務執行理事の選任及び解任。
- ③ 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案。
- ④ 評議員選任・解任委員の選任。
- ⑤ 計算書類及び財産目録並びに事業報告の承認。
- ⑥ 重要な財産の処分及び譲受け。
- ⑦ 多額の借財。
- ⑧ 基本財産の処分。

- ⑨ 重要な役割を担う職員（施設長等）の選任及び解任。
 - ⑩ 従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更及び廃止。
 - ⑪ 社会福祉充実計画の原案の承認。
 - ⑫ 事業計画及び収支予算。
 - ⑬ 法人運営に関する規則の制定及び変更。
 - ⑭ 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）。
 - ⑮ 公益事業に関する重要な事項。
 - ⑯ その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項
- 4 監事にあつては、次の各号に掲げる監査実施等に係る職務とする。
- ① 定款第三四条に規定する決算監査。
 - ② 法人の経営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に実施する監査。
 - ③ 理事の業務執行状況及び法人の財産の状況について実施する監査。
 - ④ 毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び館林市長に報告をすること。
 - ⑤ 理事会、評議員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- 5 理事長にあつては、次の各号に掲げた専決決済事項に係る職務とする。
- ① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関すること。
 - ② 職員の労務管理・福利厚生に関すること。
 - ③ 債権の免除のうち、処分が法人に有利であると認められるもの。その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
 - ④ 設備資金の借入に係る契約で予算範囲以内のもの。
 - ⑤ 建設工事費、物品納入の契約で1件の取引額が250万円未満のもの。
 - ⑥ 基本財産以外の固定資産及び物品の取得及び修繕等をするための支出及び処分。
 - ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理をしても使用に耐えない物品の売却又は廃棄。
 - ⑧ 予算の「大区分」の流用、予算上の支出に関すること。
 - ⑨ 利用者・入所者の処遇に関すること。
 - ⑩ 入所者の預り金の管理に関すること。
 - ⑪ 寄付金の受け入れに関すること。
 - ⑫ 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること。
 - ⑬ 施設長の職務専念義務の免除、服務に関すること。
 - ⑭ 各種証明書の交付に関すること。
 - ⑮ 理事会又は評議員会の招集を行うこと。
 - ⑯ その他法人の業務に関して重要と認められる事項。

（役員報酬の額）

第四条 理事長の役員報酬は月額100,000円とする。

第五条 理事長を除く役員及び評議員の役員報酬は日額とし、その額は（別表1）の「役員報酬の日額表」に定めるところにより支給する。ただし、評議員及び監事については各年度

の支給総額が100,000円を越える場合、理事については各月の支給総額が250,000円を越える場合は超過して支給しない。

(役員報酬の支給対象時間)

第六条 役員報酬の日額は、決済、議決、監査又は審議に要した時間が1日につき30分を超える場合に限り支給するものとする。

(役員報酬の併給の禁止)

第七条 社会福祉法人光生会の職員が理事となる場合、役員報酬は支給しない。

(改正)

第八条 この規定の改正は評議員会の議決により行う。

附 則

この規定は、平成29年 4月 1日より施行する。

(別表1)

役員報酬の支給日額表

(単位：円)

役職名	支給対象時間			
	1時間未満	1時間以上	3時間以上	6時間以上
理 事	5,000	8,000	10,000	12,000
監 事	5,000	8,000	10,000	12,000
評 議 員	5,000	8,000	10,000	12,000

【役員報酬規程改正記録】

1. 平成20年 8月 4日改正（8月1日に遡り改正）
※ 報酬金額の改正
2. 平成29年 4月 1日改正
※ 社会福祉法人制度改革に伴う条文の変更
※ 報酬金額の改正
3. 令和 元年10月 1日改正
※ 理事長の報酬を月額に変更